

## 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（藤津地区、浅津地区及び南谷地区）に係る指定管理者募集要項

鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（藤津地区、浅津地区及び南谷地区）（以下「東郷池北エリア」という。）の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、令和6年4月1日から施設の管理等に関する業務を行う指定管理者を次のとおり募集する。

### 1 施設の概要

名称	東郷湖羽合臨海公園（藤津地区、浅津地区及び南谷地区）
所在地	東伯郡湯梨浜町藤津、浅津、南谷
設置目的	広域公園として、県民のレクリエーション活動の振興を図ることにより、県民の心身の健康増進を図ることを目的とする。
敷地面積	27.4ヘクタール
開園	昭和54年10月
主な施設内容	あやめ池スポーツセンター、東郷湖カヌーセンター、屋根のある多目的広場（夢広場）、テニスコート、スポーツ広場・多目的広場（防災ヘリ・ドクターヘリ離着陸場）、児童遊戯広場ほか（別添の平面図、「施設概要一覧」参照） ※都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の設置管理許可及び同法第6条の占用許可をしている部分を除く（別添「許可施設一覧」参照）

#### 【参考】

東郷湖羽合臨海公園は「東郷湖羽合臨海公園パークビジョン」（以下「パークビジョン」という。）を踏まえ、次の3つのエリアごとに管理運営を行うが、本募集は、東郷池北エリアに限るものである。

- ・東郷池北エリア：藤津地区、浅津地区及び南谷地区
- ・東郷池南エリア：引地地区及び長和田地区
- ・日本海エリア：はわい長瀬地区及び宇野地区

### 2 指定管理者が行う業務

#### (1) 業務の内容

指定管理者は、次に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行うこと。

##### ア 東郷池北エリアの施設設備の維持管理に関する業務

鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号。以下「都市公園条例」という。）に基づく、施設設備の維持管理に関する業務（施設設備の清掃、保安警備、保守管理及び修繕等）。

##### イ 東郷池北エリアの利用許可、行為許可、占用許可、利用料金の徴収等に関する業務

都市公園条例に基づく施設等の利用の許可、行為の許可、都市公園法に基づく占用の許可の一部、適正な管理に必要な利用者への措置命令、施設からの退去命令、利用料金の徴収及び利用料金の減免に関する業務。

##### ウ 施設の利用促進に関する業務

県民のスポーツ、レクリエーション活動や環境教育を推進するための体験教室の開催等、施設の利用促進に関する業務。

##### エ その他東郷池北エリアの管理運営に必要な業務

利用者の受付及び案内、附属設備及び備品の貸出、利用者へのサービス提供（自動販売機による物品の販売を含む。）に関する業務。

#### (2) 管理の基準（業務運営の基本的事項）

指定管理者は、次の基本方針及び基本的事項に基づき、東郷池北エリアの適切な管理運営を行うこと。

##### ア 基本方針

(ア) 公の施設であることを念頭において、公平な利用を確保しながら管理運営を行うこととし、正当な理由なくして特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。

(イ) 利用者が安全かつ快適に施設を利用できるよう、また各施設の機能が最大限に発揮されるように適正な維持管理を行うとともに、効率的な運営による経費の節減に努めること。

(ウ) 広域公園として、県民のレクリエーション活動の振興を図ることにより、県民の心身の健康増進を図ること。

- (エ) パークビジョンを踏まえ、東郷池北エリアの施設や自然環境の特色を活かした陸上・水上でのスポーツ・アクティビティ等の充実など公園の魅力向上を図るとともに、公園活用に繋がる広報及び誘致に努めること。
- (オ) アダプトプログラム制度の導入など、多様な主体が公園管理に参画できる仕組みを構築し、公園に親しみ愛着を深めてもらい、公園利用の活性化に繋げること。
- (カ) 利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高め、公園の活性化及び利用の促進に努めること。
- (キ) 県、周辺自治体、関係団体及び周辺施設等と密接に連携を図りながら、パークビジョンを踏まえて管理運営を行うこと。
- (ク) 法令等の遵守
  - a 都市公園法（昭和31年法律第79号）、同施行令（昭和31年政令第290号）、同施行規則（昭和31年建設省令第30号）
  - b 都市公園条例、鳥取県都市公園規則（昭和54年鳥取県規則第60号）
  - c 地方自治法（昭和22年法律第67号）、同施行令（昭和22年政令第16号）
  - d 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年条例第67号。以下「指定手続条例」という。）
  - e 労働基準法（昭和22年法律第49号）
  - f 電気事業法（昭和39年法律第170号）
  - g 消防法（昭和23年法律第186号）
  - h 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第119号）、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）、同施行規則（平成11年鳥取県規則第63号）
  - i 鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）、同施行規則（平成12年鳥取県規則第8号）
  - j 鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号）
  - k その他施設の維持管理及び運営で関係のある法令

## イ 基本的事項

### (ア) 都市公園条例上の有料公園施設の設定

東郷池北エリアの有料公園施設は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て決定すること。なお、有料公園施設は（イ）に掲げる現行の有料公園施設を標準として設定すること。

### (イ) 有料公園施設の利用時間及び休園日

- a 有料公園施設の利用時間及び休園日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て決定すること。ただし、知事から指示のあった場合には、指定管理者は、有料公園施設の利用時間及び休園日を臨時に変更することができる。この場合において、利用時間には、その日の始業及び終業の作業に要する時間は含まないものであること。

また、とっとり県民の日（9月12日）及び9月の第2土曜日及びその翌日は休園日としてはならない。

- b 有料公園施設以外の公園部分は原則常時開放とすること。なお、適正な公園管理のためやむを得ず一部の施設の利用時間等を制限する場合は、あらかじめ県に報告すること。

#### 【現行の有料公園施設の利用時間及び休園日】

有料公園施設	利用時間	休園日
南谷テニスコート	午前9時から午後6時まで (4月1日から9月30日までは午後7時まで)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日</li> <li>・毎月第3火曜日（その日が祝日に当たるときは、その直後の休日でない日）（7月、8月は休園日なし）</li> </ul>
南谷多目的広場		
あやめ池スポーツセンター 東郷湖カヌーセンター 屋根のある多目的広場（夢広場）	午前9時から午後10時まで	

(ウ) 有料公園施設の利用の許可・取消し

【利用の許可】

都市公園条例第8条第3項の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合を除き、利用の許可を行うこと。なお、管理上必要があると認めるときは、利用の許可に条件を付すること。

- a 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- b 有料公園施設の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- c 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
- d aからcまでに掲げる場合のほか、有料公園施設の管理上支障があるものとして、規則で定める場合に該当するとき。

なお、指定管理者は、cに該当する利用でないことを確認するため、県に照会することができる。この場合、県は、該当の有無について、鳥取県警察本部に照会を行う。

【利用許可の取消し】

都市公園条例第11条の規定に基づき、利用の許可を受けた者が次のいずれかに該当すると認められるときには、利用許可を取り消すことができること。

- a 都市公園条例若しくは都市公園条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- b (カ)のa又はbの命令に従わないとき。
- c 利用許可の条件に違反したとき。
- d 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- e aからdまでに掲げる場合のほか、東郷池北エリアの管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

(エ) 公園施設における行為許可・取消し等

【行為の許可】

都市公園条例第7条第1項各号に掲げる次の行為の許可を行うこと。また、許可にあたっては、県が別途作成するマニュアルに沿って行うこと。（行為の許可は、令和5年度末までは県が行っているが、都市公園条例の改正により、令和6年4月以降は、指定管理者が行うこととする。令和5年度末までに県が行った行為許可のうち、許可期間の終期が令和6年4月以降のものは、指定管理者が許可したものとみなす。）

- a 物品の販売その他の営業を行うこと。
- b 物品を頒布すること。
- c 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
- d 集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

なお、次のいずれかに該当する場合は、許可をしないことができる。また、都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

- e 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- f 都市公園を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- g 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。

【行為許可の取消し等】

都市公園条例第17条第1項の規定に基づき、行為の許可を受けた者が次のいずれかに該当すると認められるときには、行為許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができること。

- a 都市公園条例若しくは都市公園条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- b 行為許可の条件に違反したとき。
- c 詐欺その他不正の行為により許可を受けたとき。
- d (カ)のa又はbの命令に従わないとき。

また、都市公園条例第17条第2項の規定に基づき、行為の許可を受けた者が次のいずれかに該当すると認められるときには、上記と同様に、行為許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができること。

- e 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。
- f 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じたとき。
- g e及びfに掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(オ) 公園施設における占用許可・取消し等

都市公園法第6条第1項の規定に基づき、指定管理者以外の者が東郷池北エリアの設置目的の範囲で行う都市公園法第7条第1項第6号に規定する定型的な仮設工作物の設置に対して占用の許可を行うこと。

なお、許可にあたっては、県が別途作成するマニュアルに沿って行うこと。(当該占用許可は、現在、県が行っているが、令和6年4月以降は、指定管理者が行うこととする。令和5年度中に県が行った許可のうち、許可期間の終期が令和6年4月以降のものは、指定管理者が許可したものとみなす。)

また、占用許可は、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものに限る。

(カ) 措置命令等

都市公園条例第10条第1項から第3項までの規定に基づき、次に掲げる措置命令等を行うことができること。

- a 東郷池北エリアの適正な管理を図るため必要があると認めるときは、東郷池北エリアを利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。
- b 都市公園条例の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、東郷池北エリアへの入園を拒み、又は東郷池北エリアからの退去を命ずることができる。
- c 都市公園法に規定する知事の許可を受けて東郷池北エリアを利用する者がaの命令に従わないときは、知事に当該許可の取消しその他の処分を求めることができる。

(キ) 利用料金

有料公園施設等の利用に係る利用料金は、別添の料金表の料金を標準として、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て決定すること。

この場合において、知事が承認する利用料金の額は、原則として、募集時に提出された事業計画書のとおりとし、指定期間中に利用料金をこれより高く設定することは認めない。ただし、新たなサービスの付加や料金区分の新設、法令の改正、物価高騰への対応等により、利用料金を設定又は改定する場合は、この限りでない。

(ク) 利用料金の減免等

指定管理者は、利用料金を減免する場合には、その旨規定した減免に関する基準を作成し、あらかじめ知事の承認を得ること。この場合において、別添の都市公園減免事項に掲げるものについては必ず減免するものとし、その減免率は、現行の減免率を標準とすること。

(ケ) 個人情報の保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条第2項2号において準用する同条第1項の規定及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、東郷池北エリアの管理に関し知り得た情報を漏らし、又は管理以外の目的に使用してはならないこと。

(コ) 情報の公開

指定管理者は、鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号。以下「情報公開条例」という。)の規定を遵守し、東郷池北エリアの管理に関して保有する情報の公開に関する事務を適切に行うこと。

(サ) 許可等の手続

指定管理者が利用者に対して行う許可、その他の処分、県民からの依頼に対する対応等には、鳥取県行政手続条例(平成6年鳥取県条例第34号。以下「行政手続条例」という。)の規定が適用されるので、利用の許可等(申請に対する処分)を行うための審査基準及び監督処分等(不利益処分)を行うための処分基準並びに許可等を行うまでに通常要すべき標準的な期間(標準処理期間)を定める等、行政手続条例に則った手続を行うこと。

なお、行政手続条例に規定する行政指導については指定管理者に直接適用はないが、指定管理者は、規定の趣旨に則って適切に対応すること。

### (3) 留意事項

ア 指定管理者が行う業務の詳細については、鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（藤津地区、浅津地区及び南谷地区）管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）によること。

イ 指定管理者が行う管理業務を一括して他の者に委託することはできないこと。ただし、管理業務のうち、清掃、警備等一部の業務については、専門の事業者へ委託することができること。なお、専門の事業者へ委託しようとする場合は、あらかじめ事業計画書に記載すること。

また、委託する場合は、指定管理者は、受託者の業務の実施日、実施場所、実施内容等東郷池北エリアの管理に必要な事項を把握し、必要に応じて適切な指示を行うこと。

ウ 県内需要の拡大、県内業者の活用が求められる中、指定管理者は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、管理業務の実施に当たっては県内事業者への発注に努めること。なお、特に委託、工事請負については原則県内事業者へ発注しなければならないが、やむを得ず県外事業者へ発注する必要があるときは、あらかじめ県に協議すること。

また、発注先の事業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等（暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与え、又は経営幹部が暴力団員と密接な交際をするなどの事実がある法人等）でないこと。

なお、指定管理者は、発注先として選定しようとする業者が暴力団等でないことを確認するため、県に照会することができる。この場合、県は、該当の有無について、鳥取県警察本部に照会を行う。

#### エ 施設に係る県の許認可事務

県以外の者が、公園施設を設置又は管理する場合、又は工作物を設置等する場合（指定管理者が許可を行う都市公園法第7条第1項第6号に規定する「競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物」のうち、東郷池北エリアの設置目的の範囲内で設けられる仮設工作物を設置する場合を除く。）、公園施設の設置管理許可（都市公園法第5条）又は占用許可（同法第6条）が必要であり、これらの許可については、引き続き県が行う。指定管理者は、これらの許可について問い合わせ等があった場合は、県に引き継ぐこと。

なお、県が許可を行うに当たっては、指定管理者に事前に連絡し、必要な調整等を行うこととする。

オ 指定管理者は公園の利用促進のため、あらかじめ県の承認を受け、自ら利用料金以外の料金を徴収する事業（以下「自主事業」という。）を実施できること。なお、自主事業を実施しようとする場合は、あらかじめ事業計画に記載すること。ただし、自主事業の内容が都市公園にふさわしくないもの、公序良俗に反する場合は、承認しない。

なお、指定管理者が県の承認を受けて実施する自主事業については、都市公園条例に基づく県の許可は要しないが、適宜、都市公園法に基づく許可を必要とする。

カ 指定期間中に指定管理者から施設の改修を伴う提案があった場合においては、その提案の内容に応じ、県が施設の改修を行うことがあること。

キ 指定期間中、施設の一部を県が修繕又は改修する必要がある場合には、県は指定管理者と実施時期等の協議を行った上、実施できること。この場合において、指定管理者は県の修繕又は改修の実施に協力すること。

ク 指定管理者の職員及び業務の委託を受けた者の職員が、やむを得ず通勤のために施設内駐車場等を使用する場合は、あらかじめ指定管理者が県から都市公園法第5条の設置管理許可を受け、都市公園条例に定める使用料を納入する必要があること。

ケ 指定管理者は、利用者の利便性や適切な施設運営に配慮しつつ、冷暖房等において省エネルギーに努め、管理運営上使用する文具等についても、可能な限り再生原料を使用した製品を利用するなど、省資源に努めること。また、植栽の剪定木等は、チップ化するなど、再利用に努めること。

コ 指定管理者は、指定管理の施設、設備等に関する事故が発生したときは、具体的な被害の発生の有無に関わらず、以下のいずれかに該当する場合は、速やかに県への報告及び公表を行うこと。

(ア) 来場者及び従業員の身体、生命に被害を生じさせる可能性があるものである場合

(イ) 施設の運営・管理に大きな影響が生じる場合（主要施設を利用中止又は制限する場合など）

### 3 指定期間

指定管理者の指定期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。

ただし、16の(1)又は(2)により適正な施設管理の継続が困難と認めるときは、当該指定期間の途中においても指定を取り消すことがある。

### 4 指定管理料及び利用料金の取扱い等

#### (1) 指定管理料の支払

県は、東郷池北エリアの管理運営に必要な経費として指定管理料を支払う。

指定期間中の指定管理料の総額は、522,715,000円(うち消費税額及び地方消費税の額47,519,545円)を上限として募集時に指定管理者から提出された事業計画書の金額を基に別途協定で定める額とする。各年度の支払額は、協定に定める指定期間中の総額を指定期間の年数で除して得た額を原則とする。法令改正により消費税率が変更になった場合には、原則として県は新たな税率で指定管理料を再算定して指定管理料額を変更する。

なお、上記の指定管理料総額には施設の維持管理に係る燃料・光熱費は含まれない。令和6年度以降の燃料・光熱費は、今後の物価指数等を考慮して算定した指定管理料を毎年度追加で予算措置し、別枠の指定管理料として県が負担する。(平成30年募集時の燃料・光熱費相当額7,255,092円に毎年度当初に設定した率を乗じて積算する予定。)

また、指定管理料の支払は、原則四半期ごとに年間の支払計画に基づき行う。

#### (2) 利用料金の取扱い

東郷池北エリアの施設・設備の利用に係る料金収入、自動販売機の設置等及び利用者へのサービス提供に伴う収入その他の収入(以下「利用料金等」という。)は、指定管理者が自らの収入として収受する。

なお、協定に定める指定管理料の額及び利用料金等の額の総額が管理業務の実施に要する費用の額に達しない場合においても、県は、その差額を補てんしない。

### 5 県及び指定管理者の責任の分担

県及び指定管理者の責任は、原則として、次の表の左欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ同表の責任欄に○印の付いた者が負うものとする。なお、その詳細は、県と指定管理者とが締結する協定で定める。

項 目		責 任	
		県	指定管理者
物価の変動	人件費等物価変動に伴う管理経費の増		○
	急激で著しくかつ通常予測不能な物価変動	協議事項	
金利の変動	金利の変動に伴う管理経費の増		○
	施設等の設置基準の変更に伴う施設等の新築又は改良	○	
関連法制度の改正	施設等の管理基準の変更に伴う管理経費の増	協議事項	
	上記以外のもの		○
	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、落盤、火災、争乱、暴動その他県又は指定管理者のいずれの責任にも帰すことができない自然的又は人為的現象)に伴う施設等の損壊等により、管理業務が実施できないことによる利用料金収入の減	協議事項	
施設、設備及び備品(以下「施設等」という。)の損傷	施設等の設置上の明白なかしがあるもの	○	
	施設等の管理上の明白なかしがあるもの		○
	上記以外のもの	協議事項	
施設等の利用者等への損害賠償	施設等の設置上の明白なかしがあるもの	○	
	施設等の管理上の明白なかしにあるもの		○
	上記以外のもの	協議事項	

施設等の改良・修繕	施設等に係る修繕（発注1件当たり50万円未満のものに限る。）		○
	施設の構造及び設備の改良並びに施設等に係る修繕（発注1件当たり50万円以上のものに限る。）	○	
備品の購入	施設等の管理の観点から、県が指定管理者に貸与する備品の更新及び県が必要と認める備品 （ただし、指定管理料等による購入を県が指示又は承認した備品の購入を除く。）	○	
	その他の備品		○
火災保険（建物）の加入		○	
管理業務に要する経費（上記のうち県の責任分担とされたものを除く。）の負担			○
包括的管理責任		○	

※ 「協議事項」については、事案の原因ごとに判断する。ただし、第1次責任は、指定管理者が有するものであること。

※ 修繕とは、施設等の劣化若しくは損傷部分又は機器の性能若しくは機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。また、「発注1件」とは、修繕内容、修繕の要因、施工時期などを勘案し、同一業種の業者に発注するものをいう。

※ 備品とは、性質、形状を変えることなく、長期間にわたって継続使用に耐える物品及び長期間にわたって保存しようとする物品のうち、取得価格が10万円以上の物品をいう。

## 6 応募資格等

### (1) 応募資格

東郷池北エリアの指定管理者に応募することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。なお、ア、オからケまで及びシの要件については、応募後にこれを満たさなくなったときは、指定管理者に係る資格を失うものとする。

ア 鳥取県内に事務所を置き、又は置こうとする法人等であること。

イ 12の（3）の面接審査の日の前日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、本県から一般競争入札の参加者資格を取り消されていない法人等であること。

ウ 12の（3）の面接審査の日の前日において、本県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名保留、指名停止その他の一定の期間を定めて指名の対象外とする措置を受けていない法人等であること。

エ 募集の受付期間の最終日から起算して1年前の日までの間に労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令の違反によって公訴を提起され、送検され、又は命令等当該法令の規定に基づく行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けた法人等でないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた法人等又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた法人等でないこと。

カ 法人等の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等（暴力団員であることを知りながら、次の（ア）から（カ）までのいずれかの事実があるものをいう。）でないこと。

（ア）暴力団員を経営幹部とすること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団員を代理人又は受託者等として使用すること。

（エ）暴力団員が経営幹部となっている個人又は法人に管理業務を委託すること。

（オ）暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えること。

（カ）経営幹部が暴力団員と密接な交際をすること。

- ク 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がないこと。
- ケ 鳥取県議会の議員、知事、副知事、教育長、指定管理者の候補者の選定の決定に関与する県の職員、地方自治法(昭和22年法律第67号。)第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員(監査委員を含む。)、これらの者の配偶者、子及び父母並びにこれらの者と生計を同じくしている者が、社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他これらに準ずる役員等に就任している法人等でないこと。
- コ 地方自治法第244条の2第11項の規定により本県から指定管理者の指定を取り消され、又は指定管理候補者の選定を辞退した法人等(以下「指定取消法人等」という。)にあっては、本件公募に応募した日において、当該取消し又は辞退の日から起算して3年を経過していること。
- サ 東郷池北エリアに係る指定取消法人等にあっては、本件公募に応募した日において、当該取消し又は辞退に係る公の施設の管理に関する条例に定める指定管理者の管理の期間の満了後2回の指定期間を経過していること。
- シ コ及びサの要件を満たさない指定取消法人等の代表者が役員等に就任していないこと。

(2) 複数の法人等による応募

東郷池北エリアのサービスの向上又は管理業務の効率的実施を図る上で必要である場合には、複数の法人等(以下「グループ」という。)が共同して応募することができること。この場合においては、次の事項に留意すること。

- ア グループの名称を設定し、グループ内で代表となる法人等を定めること。この場合において、他の法人等は、当該グループの構成団体として扱うこと。なお、代表となる法人等又は構成団体の変更は、原則として認めない。
- イ グループの構成団体は管理業務に関し、連帯して責任を負うこととし、管理業務に係る各団体の役割及び経費に関する割合等を、別途協定で定めること。
- ウ 単独に応募した法人等は、グループ応募の構成団体となることができないこと。
- エ 同時に複数のグループの構成団体になることはできないこと。
- オ グループの代表となる法人等及び構成団体のすべてが、(1)に掲げる応募資格のすべてを満たす法人等であること。
- カ 11の(3)の応募書類エからサまでは、構成団体ごとに提出すること。

7 募集及び選定等の日程

指定管理者の募集は、次の日程により行う。ただし、面接審査以降の日程は予定であり、必要に応じて変更する場合がある。この場合において、応募した法人等には、その旨通知を行う。

- (1) 募集要項の配布 令和5年8月31日(木)から同年9月29日(金)まで
- (2) 質問事項の受付 令和5年8月31日(木)から同年10月5日(木)まで
- (3) 現地説明会 令和5年10月4日(水)
- (4) 役員名簿の事前提出 令和5年9月29日(金)
- (5) 募集の受付期間 令和5年8月31日(木)から同年10月16日(月)まで
- (6) 面接審査 令和5年10月下旬を予定  
(時間、場所、実施方法等は、応募した法人等に別途通知する。)
- (7) 審査結果の通知 令和5年10月下旬から11月上旬
- (8) 指定管理者の指定 令和5年12月下旬(議会の議決を経て行う。)
- (9) 協定の締結 令和6年3月下旬までに行う。

8 募集要項の配布

募集要項は、令和5年8月31日(木)から同年9月29日(金)までの間に、インターネットのまちづくり課ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/machizukuri/>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

(1) 配布期間

令和5年8月31日(木)から同年9月29日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで



(2) 配布場所

鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課緑地公園担当  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 (県庁本庁舎7階)  
電話 0857-26-7981 ファクシミリ 0857-26-8113  
メールアドレス machizukuri@pref.tottori.lg.jp

9 質問事項の受付及び回答

募集要項の内容等に関する質問は、次のとおり受け付け、回答する。

(1) 受付期限

令和5年8月31日(木)から同年10月5日(木)まで

(2) 受付方法

質問票(別紙様式)に記入の上、8の(2)の場所へファクシミリ又は電子メールにより提出すること。

(3) 回答方法

質問者へ個別にファクシミリ又は電子メールで回答するとともに、まちづくり課ホームページに随時掲載する。

10 現地説明会の開催

(1) 日時 令和5年10月4日(水)午後2時から午後4時まで

(2) 場所 東伯郡湯梨浜町藤津 あやめ池スポーツセンター

(3) 申込方法 現地説明会への参加を希望する旨並びに法人等の名称、代表者名及び参加希望者(各法人等3名まで)を明記の上、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、令和5年10月2日(月)午後5時15分までに、8の(2)の場所へ申し込むこと。

なお、申込期限までに申し込みがなかった場合は開催しない。

11 応募の手続

(1) 応募書類の受付期間及び時間

令和5年8月31日(木)から同年10月16日(月)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで。

ただし、(3)クの書類については、1部を令和5年9月29日(金)の午後5時15分までに事前提出を行うこと。(申請書提出の際にも再度提出を行うこと。)

(2) 応募書類の提出方法及び提出場所

ア 応募書類は、持参又は郵送等(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものをいう。以下同じ。)により提出すること。

なお、郵送等による提出は、令和5年10月16日(月)午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

イ 応募書類は、8の(2)の場所に提出すること。

(3) 応募書類

次の書類を提出すること。この場合において、応募書類の作成及び提出に要する費用は、すべて申請を行う法人等者の負担とする。なお、各書類の説明については、別紙提出書類一覧を参照すること。

ア 指定管理者指定申請書〔様式1〕

イ 東郷湖羽合臨海公園(藤津地区、浅津地区及び南谷地区)の管理業務に関する事業計画書〔様式2〕

ウ 東郷湖羽合臨海公園(藤津地区、浅津地区及び南谷地区)の管理業務に関する収支計画書〔様式3〕

エ 定款若しくは寄附行為及び法人登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

オ 申請の日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る貸借対照表及び損益計算書その他当該法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類

カ 申請の日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る事業報告書その他当該法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類

- キ 当該法人等の概要（東郷池北エリアの管理運営に配置可能な人員等に関する記述を含む。）を記載した書類〔様式4〕
- ク 当該法人等の役員名簿（氏名にふりがなが付され、かつ、住所・生年月日が記載されたもの）
- ケ 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納（納付期限が到来していないものを除く。）がないことを証明する書類
- コ 上記提出書類のうち該当のないものについての申立書〔様式5〕
- サ 指定申請に係る宣誓書〔様式6〕
- シ グループ協定書の写し（グループ申請の場合のみ）

(4) 応募書類の提出部数

正本1部及び副本6部（副本は、複写可とする。）

(5) 応募に当たっての留意事項

- ア 法人等が提出する事業計画書等の著作権は、提出した法人等に帰属すること。ただし、県は、必要な場合において、事業計画書等の内容の全部又は一部を使用することができること。
- イ 応募書類その他の提出された書類は、返却しないこと。
- ウ 応募のあった法人等の名称等は、公表すること。
- エ 応募のあった法人等が6（1）キの暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等でないことを確認するため、鳥取県警察本部に照会すること。
- オ 応募書類その他の提出された書類や審査結果は、議案を審査するために県議会に提出することがあること。
- カ 応募書類その他の提出された書類や審査結果は、情報公開条例の規定に基づき開示することがあること。この場合において、個人情報又は法人等の正当な利益を害する情報は、非開示となるものであること。
- キ 応募書類の提出期限後、応募書類その他提出された書類の再提出又は差替えは、原則として認めないこと。
- ク （3）の書類のほか、必要に応じ追加資料の提出を依頼する場合があること。
- ケ 指定手続条例、都市公園条例、その他関係規定を承知の上で応募すること。

## 1.2 指定管理者の選定方法等

### (1) 選定方法

学識経験者等の委員で構成する生活環境部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査・運営評価委員会」という。）を設置し、選定基準に基づいて各委員が審査した評点の合計点により、指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）の選定を行う。

(2) 選定基準

指定管理候補者の選定は、次に掲げる選定基準に基づき行う。なお、詳細な採点基準は別添「東郷湖羽合臨海公園（藤津地区、浅津地区及び南谷地区）審査表」のとおりとする。

	選定基準	審査項目	配点
1	<p>施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。                      (指定手続条例第5条第1号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理の基本的な考え方の適合性                              施設の設置目的の理解                              指定管理者を希望する理由                              管理運営の方針</li> </ul>	<p>なし                      (必須)                      * 平等な利用が確保できないと認められる場合は失格とする。</p>
2	<p>施設の効用を最大限に発揮させるものであること。                      (指定手続条例第5条第2号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理の基準                              有料公園施設、利用時間、休園日、利用料金等の設定内容</li> <li>・個人情報保護、情報公開への対応</li> <li>・施設設備の維持及び衛生管理の水準                              地区別の管理運営の方針                              施設設備の維持管理業務の内容                              外部委託の考え方や県内事業者への発注方針                              環境に配慮した施設運営の取組 など</li> <li>・東郷湖羽合臨海公園パークビジョン沿った事業内容                              関係団体と連携したウォーキングやサイクリング推進への取組                              新たなアクティビティ                              体験型環境教育メニューの開発                              四季を通じた見所の創出</li> <li>・施設の設置目的に沿ったサービス・事業の提供内容                              体験学習会の実施内容                              サービスの向上策、利用促進                              利用者等の要望の把握と対応</li> <li>・事故及び事件の防止措置と緊急時の対応                              火災・盗難・災害などの事件・事故の防止                              緊急時の体制及び対応</li> </ul>	<p>58点</p>
3	<p>管理に係る経費の効率化が図られるものであること。                      (指定手続条例第5条第2号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収支計画及び見積内容の妥当性</li> <li>・県の指定管理料の多寡</li> </ul>	<p>17点</p>
4	<p>管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。                      (指定手続条例第5条第3号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人等の財政基盤、経営基盤</li> <li>・法人等の組織及び職員の配置等                              管理運営の組織及び職員の職種等                              日常の職員配置                              人材の育成の方針</li> <li>・現在の施設職員の継続雇用に関する方針</li> <li>・関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況</li> <li>・法人等の社会的責任の遂行状況                              障がい者雇用、男女共同参画推進企業の認定、ISO・TEASの認証、あいサポート企業の認定 等</li> <li>・当該施設の管理運営状況の実績評価                              ※申請者が当該施設の現在の指定管理者の場合のみ審査項目とする</li> </ul>	<p>25点</p>

(3) 面接審査等

指定管理候補者の選定に当たっては、応募資格等を審査した後、令和5年10月下旬に開催予定の審査・運営評価委員会において、11の(3)の書類により面接審査を行う。なお、面接審査の日時、場所、実施方法等は、応募書類を提出した法人等に別途通知する。

(4) 指定管理候補者の選定及び公表

(3)の面接審査の後、審査・運営評価委員会での審査結果を踏まえ、指定管理候補者を選定する。

その審査結果は、応募書類を提出した法人等に書面で通知するとともに、当該法人等の名称、点数等を指定管理候補者に選定しようとする法人等の事業計画書と併せてホームページ等で公表する。

(5) 審査・運営評価委員会の審査結果に対する異議申出

ア 応募者若しくは指定管理候補者に選定しようとする法人等(以下「応募者等」という。)は、審査・運営評価委員会の審査結果に不服があるときは、審査結果の通知を受け取った日から起算して4日以内に、知事に異議を申し出ることができる。この場合において、当該4日間の計算は、その期間に日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日を含まない。

イ アによる申出(以下「異議申出」という。)は、次の事項を記載した書面により、8の(2)の場所に申し出ること。

(ア) 異議申出をする法人等の名称、住所及び代表者の氏名

(イ) 異議申出の趣旨及び理由

(ウ) 異議申出の年月日

ウ 知事は、異議申出に理由があると認めるときは、これを審査・運営評価委員会の審査に付し、指定管理候補者に選定しようとしていた法人等関係者から意見等を聴取した上で再審査を行い、審査結果を変更した場合は、その再審査結果を応募者等に通知するとともに、ホームページ等で公表する。

なお、再審査結果に対する異議の申出はできない。

(6) 選定対象の除外等

次のいずれかに該当する法人等は、指定管理候補者の選定の対象から除外する。

また、(4)の選定を受けた指定管理候補者が、当該選定後に次のいずれかに該当することとなったときは、当該決定を取り消す。

ア 複数の事業計画書を提出したとき。

イ 審査・運営評価委員会の委員に個別に接触したとき。

ウ 応募書類等の内容に虚偽又は不正があったとき。

エ 応募書類等の受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。

オ 応募書類等の提出後に、事業計画の内容を変更したとき。

カ その他不正な行為があったとき。

1.3 ネーミングライツ導入前後の対応

鳥取県総務部行政体制整備局行財政改革推進課では県有施設の知名度向上や運営財源の確保等を目的として、施設の愛称を命名する権利(ネーミングライツ)を取得する法人を募集することとしており、東郷池北エリアにおいて新たなネーミングライツが導入されるときは以下の業務の実施に協力すること。

(1) 導入前

ア ネーミングライツに付随する権利(スポンサーメリット)の付与等に係る調整・協議。

(2) 導入後

ア 愛称及びロゴ等の定着、周知、普及。

イ 東郷池北エリアで開催される興行等において、当該興行等の主催者等から愛称及びロゴ等を不使用にしたいとの希望が示された場合の行財政改革推進課への報告。

ウ ネーミングライツを取得した法人により、施設内の標識、施設名表示等に愛称及びロゴ等が追加された場合、施設設備の維持管理に関する業務の実施にあわせた、東郷池北エリア内に設置されている愛称及びロゴ等が追加された標識、施設名表示等の点検の実施、補修等が必要な場合の行財政改革推進課への報告。

## 1.4 指定管理者の指定及び協定の締結

### (1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、12の(4)により選定した指定管理候補者を東郷池北エリアの指定管理者とすることが令和5年11月鳥取県議会で議決された後、行う予定である。

### (2) 協定の締結

ア 県及び(1)により指定を受けた指定管理者は、業務内容及び管理の基準に関する細目的事項等について協議の上、令和6年3月末までに協定を締結するものとする。

イ 協定の内容として予定する項目は、次のとおりである。

- (ア) 指定管理者の責務
- (イ) 業務範囲に関する事項
- (ウ) 利用料金の取扱いに関する事項
- (エ) 県が支払う指定管理料の額及び支払方法等に関する事項
- (オ) 事業報告等に関する事項
- (カ) 適正な施設管理の継続が困難になった場合の措置等に関する事項
- (キ) 責任分担に関する事項
- (ク) 個人情報の保護その他の管理上の留意事項
- (ケ) その他

### (3) 留意事項

ア (1)により指定管理者の指定を受けた者が正当な理由なく(2)の協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定を取り消すことがある。

イ (1)により指定管理者の指定を受けた者が(2)の協定の締結までの間に次のいずれかの事項に該当することが判明した場合は、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しないことがある。

(ア) 資金事情の悪化等により、適正な施設管理を継続することが確実でないと認められるとき。

(イ) 著しく社会的信用を損なう行為をしたこと等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

ウ (2)により締結した協定について、協定の締結後、管理業務に関し、事情が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、県と(1)の指定を受けた指定管理者が協議の上、この協定を改定することができる。

エ 指定管理者は、指定期間の開始に先立ち、管理業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。なお、指定管理者が職員研修への協力を県に求めるときは、県は教育資材の貸し出し等可能な範囲で支援するものとする。また、申請書において、現在の指定管理者の雇用する施設職員の継続雇用に関する提案を行っている場合は、引き続き施設の管理運営に従事することを希望する者の雇用に努めなければならない。

オ 指定管理者は、公の施設の管理を行う者として求められる社会的責任の遂行について十分考慮し、障がい者雇用、高齢者雇用、障がい者就労施設及びシルバー人材センター等からの物品、役務の調達、男女共同参画の推進、環境への配慮、あいサポート運動、SDGsの推進等、県が推進している施策について積極的に取り組むよう努めなければならない。

## 1.5 実施状況の報告等

### (1) 業務報告書

指定管理者は、次に掲げる事項を記載した月次の業務報告書とその翌月15日(3月分については、その翌月の30日)までに県に提出すること。

- ア 利用者数
- イ 利用料金収入及び減免の実績
- ウ 施設等の維持管理の実施状況
- エ 利用促進策の実施状況
- オ 収支状況
- カ 委託・工事請負発注の状況
- キ 会計事務に関する指定管理者自身による内部検査結果
- ク 管理体制

ケ 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況

(2) 事業報告書

ア 指定管理者は、指定手続条例第9条の規定による事業報告書を毎年度終了後30日以内に県に提出すること。

イ アの事業報告書には、次に掲げる事項を記載すること。

(ア) 管理業務の実施状況及び利用者の利用状況

(イ) 利用に係る料金の収入の実績

(ウ) 管理に係る経費の支出状況

(エ) 管理施設の職員に係る雇用条件及び労働状況

(オ) その他管理施設の管理実態を把握するために必要な事項

(3) 事業計画書

指定管理者は、毎年2月末までに当該年度の翌年度の事業計画書を県に提出し、その承認を受けること。

(4) 実施状況の確認

県は、必要があると認められるときは、指定管理者にあらかじめ通知した上で、施設の維持管理及び経理の状況に関し、指定管理者に説明を求め、又は施設内において維持管理の状況を確認することがある。

(5) 実施状況の評価

ア 県は、指定管理者による施設の管理状況について、毎年度、評価を行い、その結果を指定管理者に通知するとともに、ホームページで公開する。

イ 県は、評価を行うに当たり、業務報告書及び事業報告書のほか、あらかじめ指定管理者から管理等に関する成果、改善点について報告を求める。

ウ 県は、指定管理期間の中間年度までの実績をもとに、審査・運営評価委員会を開催して施設の管理運営状況について評価を行う。

なお、業務報告書や利用者の声による点検の過程や点検・評価シートの作成において管理状況等についての疑義を生じた場合など、必要があると認めるときは、随時、審査・運営評価委員会を開催し、委員からの意見聴取を行う。

エ 県は、ウの評価の結果について、指定管理者が次期指定管理候補者に応募する場合は、選定時の審査項目とし、審査に反映させる。

1.6 適正な維持管理の継続が困難になった場合における措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により東郷池北エリアの管理が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、県は、地方自治法第244条の2第10項の規定により、指定管理者に対して管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることがある。

この場合において、指定管理者が県の指定する期間内に改善することができなかった場合には、県は、同条第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消すことがある。

(2) 指定管理者の財務状況が著しく悪化し、東郷池北エリアの適正な管理の継続が困難と認められる場合には、県は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消すことがある。

(3) (1) 又は (2) により指定管理者の指定が取り消された場合において、県に損害が生じたときは、当該指定を取り消された指定管理者は、県に、当該損害を賠償しなければならない。

(4) 不可抗力その他県及び指定管理者の責めに帰することができない事由により東郷池北エリアの適正な管理の継続が困難となった場合には、県及び指定管理者は、当該管理の継続の可否について協議するものとする。

1.7 災害時の施設使用

(1) 次のいずれかに該当する場合には、指定管理者は、東郷池北エリアの使用について県の指示に従わなければならない。

ア 地震等の災害又は武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第1条に規定する武力攻撃事態等（以下「武力攻撃事態等」という。）、感染症のまん延その他これらに類する状況への対処とし、東郷池北エリアを閉館し、又は、住民の避難、救援若しくは災害対応のために使用する必要があると県が認めるとき。

イ 東郷池北エリアについて、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第148条の規定により県が避難施設として指定をしようとするとき。

ウ 東郷池北エリアについて、湯梨浜町から、湯梨浜町地域防災計画に基づく住民の避難、救援又は災害対応に要する施設としての指定に係る同意の申し出があったとき。

- (2) (1)の県の指示に従う場合において、管理費の取扱いその他必要な事項については、県及び指定管理者が協議の上、決定する。
- (3) 地震等の災害に関する警戒情報、武力攻撃事態等に関する警報等が発せられた場合等において、県民の安全確保のために東郷池北エリアを閉鎖する必要があると県が認めるときは、速やかに当該施設を閉鎖すること。

## 18 添付資料

- (1) 施設の平面図（資料1）
- (2) 施設概要一覧（資料2）
- (3) 許可施設一覧（資料3）
- (4) 料金表（資料4）
- (5) 都市公園減免事項（資料5）
- (6) 施設の入館者数の実績及び減免の実績（資料6）
- (7) 年度別収支状況（資料7）
- (8) 組織図と職員の職種・資格等（資料8）
- (9) 外部委託の実績（施設管理・資料9）
- (10) 修繕の実績（資料10）
- (11) 鳥取県都市公園条例（資料11）
- (12) 火災保険対象施設一覧及び位置図（資料12）
- (13) 東郷湖羽合臨海公園（藤津地区、浅津地区及び南谷地区）管理業務仕様書（資料13）

## 19 その他

- (1) 必要に応じて、応募書類等の内容について、応募者から聴取調査を行う。この場合において、詳細は、応募した法人等に後日連絡する。
- (2) 都市公園条例及びパークビジョンに基づき、今後、東郷池北エリアの有する多様な機能を最大限発揮できるよう、公園管理への多様な主体の参画を推進するため、パークPFI（都市公園法第5条の2から第5条の9までの規定により飲食店、売店等の公園施設の設置又は管理を行う民間事業者を公募により選定する制度）の導入を検討していくこととしているが、指定期間中に導入することとなった場合に、指定管理範囲の減少等に伴い、指定管理料を減額する場合がある。なお、指定期間中の導入に当たっては、事前に、指定管理者に協議を行う。

[別紙]

提出書類一覧

書類名	説明
指定管理者指定申請書	○様式1によること。 ○グループによる申請の場合には、提携団体の欄にグループの構成員の所在地、団体の名称及び代表者氏名を記載すること。
東郷湖羽合臨海公園（藤津地区、浅津地区及び南谷地区）の管理業務に関する事業計画書	○様式2によること。
東郷湖羽合臨海公園（藤津地区、浅津地区及び南谷地区）の管理業務に関する収支計画書	○様式3によること。
定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類	○法人以外の団体にあつては、これらに準ずる書類
申請の日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る貸借対照表及び損益計算書その他当該法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類	○前3事業年度の財務状況を明らかにできる書類。ただし、今年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財務状況を明らかにできる書類（財産目録等）。
申請の日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る事業報告書その他当該法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類	○前3事業年度の事業内容を明らかにできる書類。ただし、今年度に設立された法人等にあつては、今年度の事業内容を明らかにできる書類。
当該法人等の概要（施設の管理運営のために配置可能な人員等に関する記述を含む。）を記載した書類	○様式4によること。 ○組織及び運営に関する次の事項を記載した書類 本社及び事務所所在地、資本金、従業員数、経営理念・運営方針、沿革、組織図、業務内容並びに主たる事業の実績 ※既存資料で当該内容が記載されている場合は別紙として添付し、様式の記載に変えることができる。
当該法人等の役員名簿	○申請書とは異なる、別途定める提出期限（9月29日（金））までに1部提出すること。 申請書の提出日現在で、役職名、氏名（ふりがなを付すこと。）及び住所の記載のあるもの （提出日から申請書類の提出書類の提出期限までに変更があった場合は、速やかにその旨を連絡し、再度名簿を提出すること。） ○申請書を提出する際には、申請書一式に併せて再度提出をすること。
都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納（納付期限が到来していないものを除く。）がないことを証明する書類	○所在地の都道府県税事務所長及び税務署長が発行する納税証明書（ただし、令和5年6月1日以降に交付されたものに限り。）
上記提出書類のうち該当のないものについての申立書	○上記提出書類のうち、該当のないものがある場合のみ提出。様式5によること。
指定申請に係る宣誓書	○様式6によること。
グループ協定書の写し	○グループによる申請の場合のみ提出。

○本施設を管理運営するために新たに法人等を設立する場合は、その法人等を申請者とする。なお、その法人の設立母体となる法人等の11の(3)のエからサまでの書類を提出すること。この場合において、法人が指定管理者の候補者に選定されたときは、当該法人の登記事項証明書及び認証済み定款を、速やかに提出すること。